

四日市市告示第358号

四日市市65歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年6月24日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市65歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市65歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱（昭和58年四日市市告示第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給付範囲) 第5条 給付の対象となる範囲は、高確法第78条第1項の規定による指定訪問看護の利用の状況、同法第67条第1項の規定による一部負担金の算定方法及びその他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額で給付対象者が支払ったものとする。 <u>ただし、条例第2条第1項第4号に掲げる障害者でその障害の等級が2級のものにあっては、通院に係る医療費に限るものとする。</u>	(給付範囲) 第5条 給付の対象となる範囲は、高確法第78条第1項の規定による指定訪問看護の利用の状況、同法第67条第1項の規定による一部負担金の算定方法及びその他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額で給付対象者が支払ったものとする。
2 (略)	2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市65歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の給付から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

(健康福祉部障害福祉課)